

防災・減災対策検討会議運営要領 (改正案)

(目的)

第1条 この要領は、三重県防災会議に関する条例第4条第1項の規定に基づき、三重県防災会議（以下「防災会議」という。）の部会として設置する防災・減災対策検討会議（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 部会は、次の事項について、専門的見地から必要な調査及び検討を行い、提言を行うものとする。

- (1) 防災会議の部会（被害想定調査委員会及び広域防災拠点施設等構想検討委員会）間における（2）以下の事項についての基本方針の整合に関すること。
- (2) 三重県地域防災計画の見直しに関すること。
- (3) 被害想定調査の基本方針に関すること。
- (4) 三重県新地震・津波対策行動計画に基づく地震・津波対策の推進に関すること。
- (5) 三重県新風水害対策行動計画に基づく風水害対策の推進に関すること。
- (6) その他三重県の防災・減災対策に関すること。

(組織)

第3条 部会に属すべき委員は、防災会議の委員及び専門委員から防災会議の会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、防災会議の会長の指名する委員がこれに当たる。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

4 部会長は、専門委員から委員長を指名し、委員長は部会意見を総括する。

(部会の記録)

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第6条 部会長は、部会の審議結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、防災対策部防災企画・地域支援課において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度部会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成24年 4月17日から施行する。

2 この要領は、平成26年 7月23日から施行する。

3 この要領は、平成27年 7月29日から施行する。